



令和6年6月6日

報道機関各位

(公財) アイヌ民族文化財団

『ウアイヌコロ宣言』を発表します

～共生社会の実現を目指し、レイシャル・ハラスメント対策を実施～

このところ、アイヌ民族をめぐる差別の問題がいろいろなメディアなどで取り沙汰されており、また、新しい概念である「マイクロアグレッション(※1)」が注目されるなど、レイシャル・ハラスメント(※2)の問題に関心が高まっています。

そのため、当財団としては、「レイシャル・ハラスメントは許さない」との信念のもと、レイシャル・ハラスメントに当たる行為に対して毅然として対応する姿勢を『ウアイヌコロ宣言(※3)』として表明するとともに、職員の知識や健康の増進と安全・安心な就業環境を確保するため、各種の取組を進めることとしました。

※1 マイクロアグレッションとは、マイノリティに対して、意識的か無意識的にかかわらず、敵意や侮辱を伝える些細でありふれた日常的な言動のことです。

※2 レイシャル・ハラスメントとは、民族や人種、国籍を理由に暴言、侮辱及び差別的言動を行い個人又は集団の尊厳を害することです。

※3 ウアイヌコロとは、アイヌ語で「尊敬しあう」という意味です。

○発表内容(別添資料参照)

(1)「職員の皆さんへ」

当財団理事長から職員に向けたメッセージです。

(2)「レイシャル・ハラスメント対応方針」

当財団において、レイシャル・ハラスメント対策として講じる取組を掲げています。

(3)「ウアイヌコロ宣言」

当財団が、レイシャル・ハラスメントは許さないとの信念のもと、レイシャル・ハラスメントに当たる行為に対して毅然として対応するとともに、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発などの活動を通じ、多様な価値観が共生し、アイヌ民族の誇りが尊重される共生社会、すなわち差別のない社会の実現を目指すことを宣言するものです。(今般取りまとめの上、6月4日の当財団の理事会に報告しました。)

この宣言は、ポスター及びチラシとして、ウポポイ園内や当財団札幌事務所など所要の箇所に掲出・配布します。

【問い合わせ先】

(公財) アイヌ民族文化財団 事務局

特別参与 齊藤、参与 谷、参事 岡本

e-mail : ainu@ff-ainu.or.jp

TEL : 011-271-4171

FAX : 011-271-4181

職員の皆さんへ

ー レイシャル・ハラスメントに対処するために ー

令和6年4月10日

公益財団法人アイヌ民族文化財団

理事長 常本照樹

このところ、アイヌ民族に対する差別的な言動が様々なメディアで取り上げられるなど、民族差別の問題が注目されています。

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。いわゆる「アイヌ施策推進法」）」の第4条には「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されていますが、こうした法律を俟つまでもなく、民族差別やレイシャル・ハラスメントはあってはならないものです。

当財団の定款では、第3条（目的）で「この法人は、アイヌ文化の振興、アイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）を図るための施策の推進並びに民族共生象徴空間を運営し、もって、多様な価値観が共生し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の一層の発展に寄与することを目的とする。」と規定しています。

つまり、当財団は、ウポポイの運営や各種の事業を実施するといった役割・使命を果たすことを通じて、上記の「多様な価値観が共生し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される共生社会」すなわち、差別のない社会の実現を図ることを目的としているのです。

ですから、職員の皆さんには、日ごろ携わっているアイヌ文化の伝承や発展、文化・歴史に関する調査研究やアイヌの伝統等の普及啓発に関する事業が、上記のような高邁な理念を実現するためのものであるとの認識のもと、使命感を持って自らの仕事に取り組んでいただくよう、あらためてお願いします。

一方で、職員の皆さんが、日々、ウポポイの来場者に対応したり、仕事でいろいろな人と接する中で、心無い言葉を投げかけられたり、あるいは悪意はないものの無遠慮な質問をされたりすることによって傷つき、あるいはストレスやわだかまりを抱えるといった事例があり、ひどい場合には、精神面に不調をきたす可能性もあります。

当財団としては、レイシャル・ハラスメントは許さないとの信念のもと、レイシャル・ハラスメントに当たる行為に対して毅然として対応するとともに、職員の健康と安全・安心な就業環境を確保するため、『レイシャル・ハラスメント対応方針』を別紙のとおり取りまとめ、各種の取組を進めることとしました。

ついては、職員の皆様にはこれらの取組の趣旨と内容についてご理解いただくとともに、必要に応じてご協力いただきますようお願いいたします。

【別紙】

レイシャル・ハラスメント対応方針

令和6年4月10日

公益財団法人アイヌ民族文化財団

1. レイシャル・ハラスメントを許さない旨の「ウアイヌコロ宣言」

当財団として、多様な価値観が共生し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される共生社会の実現を目指すとともに、個人や民族の尊厳を損なうレイシャル・ハラスメント^(注1)を許さない旨、対外的に宣言します。（「ウアイヌコロ」とは、アイヌ語で「尊敬しあう」という意味です。）。

2. 職員アンケート

職員が直面するレイシャル・ハラスメントについて、その実態を把握するため、職員を対象としたアンケートを実施します。職員の皆さんには、可能な範囲でご協力をお願いします。

3. 専門家による講演会

レイシャル・ハラスメントの問題について詳しい専門家をお招きし、講演していただく機会を設けます。

4. グループワーク

こうした取組に協力していただける職員に集まっていただき、お互いの経験を話し合い、悩みについて考えたり、対処方法について共有したりすることのできる「グループワーク」的な取組を実施します。

5. その他

上記の取組を取りまとめ、職員間で共有できるようにします。

また、実際にハラスメントを受けた場合の対応方法についてまとめるとともに、「ハラスメント相談窓口」において相談を受け付けます^(注2)。

各取組の具体的な実施方法等については、改めて周知します。

（注1）『レイシャル・ハラスメント』とは

民族や人種、国籍を理由に暴言、侮辱及び差別的言動を行い個人又は集団の尊厳を害することをいいます。マイクロアグレッション[※]もレイシャル・ハラスメントの一部に含まれることがあります。

※ マイクロアグレッションとは、マイノリティに対して、意識的か無意識的にかかわらず、敵意や侮辱を伝える些細でありふれた日常的な言動のこと（出典：金明秀 2018 『レイシャルハラスメント Q&A』 解放出版社）。

（参考）レイシャル・ハラスメントとなる可能性のある言動の例

- ①アイヌ民族であることを理由とした侮辱的、否定的、排除的、攻撃的な言動
- ②近代化の過程において、差別をされ貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実の否定
- ③アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であることの否定
- ④アイヌにルーツを持つことについて、勝手に公表したり、問いただしたりすること

（注2）相談窓口

「公益財団法人アイヌ民族文化財団ハラスメントの防止等に関する基本指針」（令和6年1月1日、公財ア人第36号）第7参照。

ウアイヌコロ宣言

「ウアイヌコロ」とは、アイヌ語で「尊敬しあう」という意味です。

一、私たちアイヌ民族文化財団は、
私たちの使命であるアイヌ文化の振興、アイヌの伝統等に関する知識の普及・啓発などの活動を通じ、多様な価値観を共有し、アイヌ民族の誇りが尊重される共生社会の実現を目指します。

一、私たちアイヌ民族文化財団は、
アイヌ政策の「扇の要」である民族共生象徴空間『ウポボイ』を、アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、また、将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し、差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴として適切に管理運営します。

そして

一、私たちアイヌ民族文化財団は、
個人や民族の尊厳を損なう差別や嫌がらせなどの「レイシャル・ハラスメント」を許しません！

※アイヌ民族に対する差別は「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(アイヌ施策推進法)」の第4条「アイヌ民族に対する差別の禁止」でも禁止されています。

『レイシャル・ハラスメント』とは

民族や人種、国籍を理由に暴言、侮辱及び差別的言動を行い個人又は集団の尊厳を害することをいいます。マイクロアグレッション^(注)もレイシャル・ハラスメントの一部に含まれることがあります。

(注) マイクロアグレッションとは、マイノリティに対して、意識的か無意識的にかかわらず、敵意や侮辱を伝える些細でありふれた日常的な言動のこと(出典:金明秀2018「レイシャルハラスメントQ&A」解放出版社)。

参考 レイシャル・ハラスメントとなる可能性のある言動の例

- ① アイヌ民族であることを理由とした侮辱的、否定的、排除的、攻撃的な言動
- ② 近代化の過程において、差別をされ貧窮を余儀なくされたアイヌの人々が多数に上ったという歴史的事実の否定
- ③ アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族であることの否定
- ④ アイヌにルーツを持つことについて、勝手に公表したり、問いただしたりすること